

日本書紀はなぜ編まれたか

三浦 佑之

A 『日本書』の編纂

1 律令国家と歴史

* 「法（律令）」と「歴史（正史）」 国家を支える両輪

推古朝（聖徳太子） Ⅱ 歴史の起源 天智朝Ⅱ受け継がれる歴史

天武朝Ⅱ日本書の構想、律令へ 養老年間Ⅱ法と史の完成

* 日本書紀・天武天皇一〇年（六八一）

○天皇・皇后、ともに大極殿（おほあんどの）に居（おほ）して、親王・諸王と諸臣を喚（め）して、詔して曰はく、

「朕（われ）、今よりまた律令を定め、法式を改めむと欲（おも）ふ。かれ、ともにこの事を修めよ。しかれども、

頓（このはか）にこの務（まつりごと）を就（な）さば、公事欠くこと有らむ。人を分けて行ふべし」と。（二月二五日）

○天皇、大極殿に御（おほ）して、川島皇子・忍壁（をさかべ）皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛

野君（かみつけのみぎみ）三千（みちち）・小錦中忌部連首（こびと）・小錦下阿曇連（あづみのむらじ）稲敷・難波連大形・大山上中

臣連大島・大山下平群臣（へりのおみ）子首（こびと）に詔して、帝紀および上古の諸事を記し定めしめたまふ。大

島・子首、親（おみ）ら筆を執（と）りて録（しる）す。（三月一七日）

2 国家の史書としての「日本書」

* 律令国家の確立にとって不可欠な歴史Ⅱ規範としての中国史書（紀伝体Ⅱ紀／志／伝）

【参考】『漢書』百巻の構成 帝紀（巻一〜巻十二）十表（巻十三〜巻二十）

志（巻二十一〜巻三十）

列伝（巻三十一〜巻百）

① 「紀」Ⅱ天皇（皇帝）の記録「紀三十巻、系図一卷」

是より先、一品舍人親王、勅りを奉けたまはりて日本紀を修（あ）む。是に至りて功（こう）成りて奏上（さしあ）

ぐ。紀三十巻、系図一卷なり。（『続日本紀』養老四年（七二〇）五月二日条）

② 「志」Ⅱ治世下の制度や文化などの記録（同時代／空間）

【参考】『漢書』「志」一〇巻の構成

律曆Ⅱ楽律（音楽）と曆法に関する記録

天文Ⅱ天体の運行や現象に関する記録

礼楽Ⅱ礼儀と音楽に関する記録

五行Ⅱ五行思想による異変や吉凶の記録

刑法Ⅱ犯罪および刑罰についての記録

地理Ⅱ国や郡など地方に関する記録

食貨Ⅱ食物（穀物）・貨幣など経済的な記録

溝洫（こうきよく）Ⅱ農耕の水路・治水等に関する記録

郊祀Ⅱ皇帝が行う天地の祭祀

芸文Ⅱ学問と文芸に関する記録

* 八世紀初頭に、なぜ地誌（風土記）の編纂が地方諸国に命じられたのか。

五月甲子 畿内と七道との諸国の郡・郷の名は、好き字を着けよ。その郡の内に生（な）れる、銀（しろかね）・

銅（あかがね）・彩色・草・木・禽（とり）・獸（けだもの）・魚・虫等の物は、具（つ）ぶきに色目を録（しる）し、土地の

沃墾（よくせき）、山川原野の名号（みやうがう）の所由（しよいう）、また、古老の相（あひ）伝（た）ふる旧聞異事（きうぶんいじ）は、

史籍に載（しる）して言上せよ。（続日本紀、和銅六年「七二三」五月二日）

1. 郡や郷の名に好ましい漢字を付ける

2. 特産品の目録を作成する

3. 土地の肥沃状態を記録する
 4. 山川原野の名前の由来を記す
 5. 古老が相伝する旧聞異事(昔から伝えられている不思議な出来事)を載せる
- ③ 「列伝」 Ⅱ 個々人の功績／記録Ⅰー痕跡としてはいくつか存在するが、実現しなかったらしい。
「浦島子伝」(伊預部馬養) 「大織冠伝(藤氏家伝)」 「聖徳太子伝略」などに痕跡。

3 古事記とは何か

*古事記と日本書紀 時をほぼ同じくして、重なる二つの歴史書がなぜ存在するのか

○成立の根拠としての「序」(和銅五年、七十二年)

ここに天皇詔りたまひしく、「朕(われ) 聞く、諸家の費(も) てる帝紀と本辞と、すでに正実(まこと) に違ひ、多く虚偽(いつはり) を加へたり。今の時に当りて、その失(あやまり) を改めずば、幾年も経ずしてその旨(むね) 滅びなむとす。これすなはち、邦家(みかど) の経緯(たづな)、王化(あやまけ) の鴻基(おほきもと) なり。かれ、惟(おもひ) みれば、帝紀を撰録し、旧辞を討覈(たうかく) して、偽りを削り実(まこと) を定めて、後葉(のちのよ) に流(つた)へむと欲ふ」と。
時に舍人(とわり) 有り。姓は稗田(ひえだ)、名は阿礼(あれ)、年は廿八。人となり聡明にして、目に度(わた) れば口に誦(よ)み、耳に払(ひ)るれば心に勒(しる)す。すなはち、阿礼に勅語(みことごり) して帝皇日継と先代旧辞とを誦(よ)み習はしめたまひき。しかあれども、運(とき) 移り世異(よかは) りて、未だその事を行ひたまはざりき。

稗田阿礼の誦習(阿礼Ⅱ他に出てこない)／太安万侶の筆録

「左京四条四坊従四位下勲五等太朝臣安萬侶以癸亥年七月六日卒之 養老七年十二月十五日乙巳」

(一九七九年一月、奈良市此瀬町出土、墓誌)

「民部卿従四位下太朝臣安麻呂卒(しゆ) しぬ」 (『続日本紀』養老七年七月庚午(七日)条)

元明天皇Ⅱ六六一〜七二一年。天智皇女、母は蘇我倉山田石川麻呂の娘、姪娘。即位前の名は阿陪(阿閑)皇女と言ひ、天武天皇と持統天皇の子・草壁皇子の正妃となり、息子の文武天皇が崩御した

あと即位した。在位期間は、慶雲四年(七〇七)七月〜和銅八年(七一五)九月。

* 「序」は九世紀初頭に付いたか／弘仁私記(多朝臣人長) 八一九年

4 古事記の古層性

*古事記の本文は古い／七世紀半ば〜後半頃に書かれたか?

音仮名の用法(上代特殊仮名遣い)

内容の古さ 出雲神話の扱い、古い系譜の残存、非律令的(反律令的)な性格、その他。

*内容の違いはなぜ生じたか(たとえば、古事記Ⅱ倭建命／日本書紀Ⅱ日本武尊)

律令国家の正史はあくまでも『日本書紀』であり、『古事記』は律令の歴史認識からは大きく逸脱。

B 日本書紀と古事記におけるクマン (熊曾／熊襲)

1 古事記、国生み神話「大八嶋国」 【対照表A2】

①アハヂノホノサワケの島(淡道之穂之狭別嶋)

②イヨノフタナの島(伊豫之二名嶋)Ⅱ体一つで面四つ

伊予国はエヒメ(愛比賣)、讃岐国はイヒヨリヒコ(飯依比古)、粟国はオホゲツヒメ(飯依比古)、土左国はタケヨリワケ(建依別)

- ③オキノミツゴ（隱伎之三子嶋）の島／アメノオシコロワケ（天之忍許呂別）
- ④ツクシの島（筑紫嶋）＝体一つで面四つ

筑紫国はシラヒワケ（白日別）、豊国はトヨヒワケ（豊日別）、

肥国はタケヒムカヒトヨクジヒネワケ（建日向日豊久士比泥別）、熊曾国はタケヒワケ（建日別）

- ⑤イキの島（伊伎嶋）／アメノヒトツハシラ（天比登都柱）
- ⑥ツの島（津嶋）／アメノサデヨリヒメ（天之狹手依比賣）
- ⑦サドの島（佐度嶋）

- ⑧オホヤマトトヨアキツの島（大倭豊秋津嶋）／アマツミソラトヨアキツネワケ（天御虚空豊秋津根別）

2 日本書紀、第四段正伝「大八洲国」

一書第一

一書第六

△アハチノシマ（淡路洲）「胞とす」

淡路洲「胞とす」

①オホヤマトトヨアキツシマ（大日本豊秋津洲）

大日本豊秋津洲

大日本豊秋津洲

②イヨノフタナノシマ（伊豫二名洲）

淡路洲

伊豫洲

③ツクシノシマ（筑紫洲）

伊豫二名洲

筑紫洲

④オキノシマ（億岐洲）＝双（ふたご）

筑紫洲

億岐洲

⑥サドノシマ（佐度洲）＝双（ふたご）

億岐三子洲

佐度洲

⑥コシノシマ（越洲）

佐度洲

越洲

⑦オホシマ（大洲）

越洲

大洲

⑧キビノコノシマ（吉備子洲）

吉備子洲

子洲

*一書第七、九にも八洲の名が列挙され「筑紫洲」は出てくるが、下位区分はなし。

*日本書紀の神話（巻一・二）に「熊襲」の名は出てこない。オホタラシヒコ（景行天皇）・タラシナカツヒコ（仲哀天皇）・オキナガタラシヒメ（神功皇后）のところに集中的に「熊襲」討伐譚がある。

C 日本書紀と古事記におけるヒムカ（日向）

1 黄泉の国から逃げもどったイザナキ（伊耶那岐命／伊奘諾尊）の禊ぎ祓い

【対照表A4】

①古事記

ここに、イザナキの大神が仰せになることには、

「われは、なんともひどくよごれた穢（けが）らわしい国に行ってしまったことよ。それゆえに、われはこの身の禊ぎをせねばならぬ」と言われて、

筑紫の日向の橘の小門（おむせ）の阿波岐（あわき）の原にお出ましになり、禊ぎ祓いをなされた。

是以、伊耶那伎大神詔。吾者到於伊那志許米志許米岐、穢国而在祁理。故、吾者为御身之禊而。到坐密紫日向之橘小門之阿波岐原而。禊祓也。

②日本書紀、第五段一書第六

イザナキは、地上にもどるやすぐさま悔やんで言うことには、

「わたしは、さきになりたいそういやらしく汚穢（けが）れた処に行ってしまった。そこで、吾が身の濁穢（けが）わしきものを洗い捨てよう」と言い、

すぐさま、筑紫の日向の小戸（おとこ）の橘の憶原（あはきはら）に至りて、祓（あはら）ぎ除（はら）へをなされた。

伊奘諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須也凶目汚穢之處。故當滌去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橘之憶原、而祓除焉。

①古事記

ここにようやく、ヒコホノニギが降りることになって、アメノコヤネ、フトダマ、アメノウズメ、イシコリドメ、タマノオヤ、そのあわせて五柱の神を、お伴の者として分かち与え高天の原から降ろし下された。

それに加えて、アマテラスを招き出だした時の、あの八尺の勾玉と鏡、草薙の剣、それに、常世のオモヒカネとタチカラヲとアメノイハトワケとを副え与えなされて、

「この鏡は、ひとえにわが御魂として、わが前に額すくがごとくに祈り祀りたまえ」と仰せになり、つぎに、「オモヒカネは、この鏡を祀ることを司どり、祭りを執り行いなさい」と仰せになった。

ここに二柱の神「アマテラスの御魂である鏡とオモヒカネ」は、今も、さくくしろ五十鈴の宮を祝い祭る。つぎに、御食つ神であるトウウケの神は、外つ宮の度相にいます神。

つぎに、アメノイハトワケは、またの名はクシイハマドと言い、またの名はトヨイハマドとも言うて、この神は御門を護る神。つぎに、タチカラヲは佐那の県にいます神。また、お伴として降りてきた五柱の神がみ、アメノコヤネは中臣の連らの祖神、フトダマは忌部の首らの祖神、アメノウズメは猿女の君らの祖神、イシコリドメは作鏡の連らの祖神、タマノオヤは玉祖の連らの祖神。

さてここに、仰せを受けたアマツヒコヒコホノニギは、高天の原の御座所から立ち上がると、天にかかる八重のたなびき雲を押し分けて、力づく道みちを踏み分け踏み分けて、天の浮橋うきはしに到り着き、しっかりとお立ちになると、そこからひと息に、筑紫の日向の高千穂たけのちまきに高々と聳たつえる嶺たけに天降りなされた。

②日本書紀、第九段正伝

時に、タカミムスヒ尊は、真床追衾まどこむすまを、皇孫すめみまアマツヒコホノニギ尊に覆おほつて降くだらせた。

皇孫は、すぐさま天あまの磐座いわくらを離おしはなち、また天あめの八重雲やへたぐもを排おし分けて、稜威りやういの道別ちまきに道別ちまききて、日向の襲むさの高千穂の峯たけに天降ります。

*日向の「襲」の高千穂の峰と呼んでいるところに注目したい。日向は「襲」にあるという認識。

③日本書紀、第九段一書第二

この時に、天照大神、手てに宝の鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて、祝はきて曰はく、「吾が兒こ、この寶鏡を視みまさむこと、まさに吾を視るがごとくすべし。ともに床ゆかを同じくし殿おほを共ともにして、齋いはの鏡とすべし」とのたまふ。また天兒屋命・太玉命に勅りすらく、「これ、爾

爾天兒屋命。布刀玉命。天宇受賣命。伊斯許理度賣命。玉祖命。并五伴緒矣支加而。天降也。

於是、副賜其遠岐斯八尺勾玉鏡。及草那藝劍。亦常世思金神。手力男神。天石門別神而詔者。

此之鏡者。專爲我御魂而。如拜吾前。伊都岐奉。次思金神者。取持前事。為政。

此二柱神者。拜祭佐久久斯侶。伊須受能宮。次登由宇氣神。此者坐外宮之度相神者也。

次天石戸別神。亦名謂櫛石窓神。亦名謂豐石窓神。此神者。御門之神也。次手力男神者。坐佐那那縣也。故其天兒屋命者。中臣連等之祖。布刀玉命者。忌部首等之祖。天宇受賣命者。猿女君等之祖。伊斯許理度賣命者。作鏡連等之祖。玉祖命者。玉祖連等之祖。

故爾詔天津日子番能邇邇藝命而。離天之石位。押分天之八重多那雲而。伊都能知和岐知和岐弓。於天浮橋。宇岐士摩理。蘇理多多斯弓。天降坐于竺紫日向之高千穂之久士布流多氣。

于時、高皇產靈尊、以眞床追衾、覆於皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊使降之。皇孫乃離天磐座、且排分天八重雲、稜威之道別道別而、

天降於日向襲之高千穂峯矣。

「二はしらの神、また同」に殿の内に侍ひて、善く防護をなせ」とのたまふ。また勅して曰はく、「吾が高天の原に所御す齋庭の穂を以て、また吾が児に御せまつるべし」とのたまふ。すなはち高皇産靈尊の女、号は万幡姫を以て、天忍穗耳尊に配せて妃として降しまつらしめたまふ。

故、時に虚空に居しまして生める児を、天津彦火瓊杵尊りてこの皇孫を以て親に代へて降しまつらむと欲す。故、天兒屋命・太玉命、及び諸部の神等を以て、ことごとくに相授く。また服御之物、一に依りて授く。然して後に、天忍穗耳尊、天にまた還りたまふ。

故、天津彦火瓊杵尊、日向の穗日の高千穂の峯に降到りまして、菅穴の胸副国を、頓丘から国覓ぎ行去りて、浮渚在平地に立たして、すなはち国の主、事勝国勝長狭を召して訪ひたまふ。対へて曰く、「ここに国有り、取捨勅の隨に」とまうす。

時に皇孫、因りて宮殿を立てて、ここに遊息みます。

D 日本書紀に記された日向三代の葬所 「ヒムカ(日向)」とは

1 ニニギの葬所【日本書紀、第九段正伝】【対照表F4】

すなはち一夜にして有娠みぬ。皇孫、未信にして曰はく、「また天つ神と雖も、何ぞ能く一夜の間、人をして有娠ませむや。汝が所懐めるは、必ず我が子に非じ」とのたまふ。故、鹿葦津姫、忿り恨みまつりて、すなはち無戸室を作りて、その内に入り居りて、誓ひて曰はく、「妾が所娠める、もし天孫の胤に非ずは、必当ず焼け滅びてむ。もし実、天孫の胤ならば、火も害ふこと能はじ」といふ。すなはち火を放けて室を焼く。はじめて起る烟の末より生り出づる児を、火闌降命(ほのすりのみこと)と号(なづ)く。これ隼人等が始祖(はじめのおや)なり。次に熱を避りて居しますときに、生り出づる児を、彦火火出見尊(ひこほほでみのみこと)と号く。次に生り出づる児を、火明命(ほのあかりのみこと)と号く。これ、尾張連等が始祖なり。すべて三子(みはしらのみこ)ます。

久にありて天津彦火瓊杵尊が崩りましぬ。因りて筑紫の日向の可愛山陵に葬りまつる。

*古事記にはニニギの死と語られていない。

2 ホヲリの葬所【日本書紀、第十段正伝】【対照表F6】

後に豊玉姫、果たして前の期(まぎり)の如く、その女弟玉依姫(たまよりびめ)を将(ひき)ゐて、直に風波を冒して、海辺に来到る。臨産む時に速びて、請ひて、曰く、「妾(や)産(う)まむ時に、幸(ねが)はくはな看ましそ」とまうす。天孫(あめのみま)なほ忍ぶること能はずして、竊かに往きて覘(うかが)ひたまふ。豊玉姫、方に産むときに龍(たつ)に化爲りぬ。而してはなはだ慙(は)ぢて曰はく、「もし我を辱しめざることを有りせば、海陸相通(うみくが)はしめて、永く隔絶(へだてた)つこと無からまし。今すでに辱みつ。まさに何を以てか親昵(むつま)しき情(こころ)を結ばむ」といひて、すなはち草(かや)を以て児(みこ)を裏(うら)みて、海辺に棄てて、海途(うみのみち)を閉ぢてただに去ぬ。故、因りて児(みこ)を名(なづ)けまつりて、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊(ひこなぎさたけうかやふきあへずのみこと)と曰(まう)す。

後(のち)に久しくして、彦火火出見尊(ひこほほでみのみこと)崩(かむあが)りましぬ。日向の高屋(たかや)の山上陵(やまのうへのみさき)に葬(はな)りまつる。

【古事記】「古事記では唯一の葬所を伝える記事」

それから時は過ぎ、ヒコホホデミは高千穂の宮で五百あまり八十歳もの長い時を生きた。その御陵は、高千穂の山の西にある(故日子穗穗手見命者。坐高千穂宮。伍佰捌拾歳。御陵者。即在其高千穂山之西也)。

3 ウガヤフキアヘズの葬所【日本書紀、第十一段正伝】【対照表F7】

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊(ひこなききたけうがふきあへずのみこと)、其の姨(をば)玉依姫を以て妃(みめ)としたまふ。彦五瀬命(ひこいつせのみこと)を生(な)しませり。次に稲飯命(いなひのみこと)。次に三毛入野命(みけいりのみこと)。次に神日本磐余彦尊(かむやまといはれびこのみこと)。凡(すべ)て四はしらの男(おこみ)を生ず。

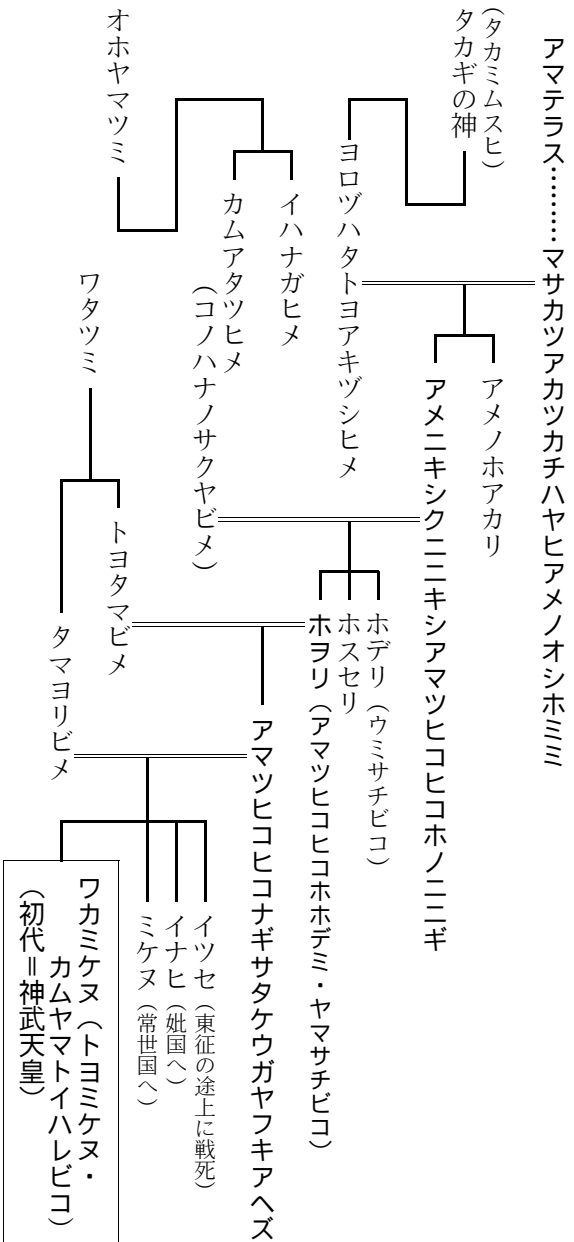
久しくましまして彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、西の洲(くじ)の宮に崩(かむあが)りましぬ。因りて日向の吾平(あはら)の山上陵(やまのうへのみさき)に葬(はな)りまつる。

神名	古事記	日本書紀	延喜式・諸陵	宮内庁指定(明治7)	陵墓参考地(明28)
ニニギ	記載なし	可愛山陵	日向埃山陵	鹿児島県薩摩川内市宮内町	宮崎県延岡市北川町 宮崎県西都市三宅
ホヲリ	高千穂山之西	高屋山上陵	日向高屋山上陵	鹿児島県霧島市溝辺町	「指定地、なし」
フキアヘズ	記載なし	吾平山上陵	日向吾平山上陵	鹿児島県鹿屋市吾平町	宮崎県日南市宮浦

*延喜式「已上神代三陵、於山城国葛野郡田邑陵南原祭之。其兆城東西一町。南北一町」

〔注〕田邑陵Ⅱ第五代文德天皇陵で、京都市右京区太秦にある。

【参考】日向三代系図



【三浦佑之、著案内】ホームページ「神話と昔話」 <http://www.muras-tiger.com/>

『古事記神話入門』文春文庫、二〇一九年十一月

『出雲神話論』講談社、二〇一九年十一月

新刊『古事記の神々 付古事記神名辞典』角川ソフィア文庫、二〇二〇年八月二十五日刊

新刊『改訂版 神話と歴史叙述』講談社学術文庫、二〇二〇年九月一日刊